

○総務省令第五十八号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月二十八日

総務大臣 川端 達夫

無線局免許手続規則の一部を改正する省令

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。  
別表第二号第2の注25(7)中、「終了促進措置」を、「当該終了促進措置」に、「終了促進措置に係る合意」を「当該終了促進措置に係る合意」に改め、同(7)イ中「MCA陸上移動通信及び」を「設備規則第3条第5号に規定するMCA陸上移動通信及び同条第6号に規定する」に改め、同(7)イ中「包括免許に係る特定基地局」を「包括免許に係る特定無線局」に改め、「当該包括免許に係る」の次に「特定無線局の」を加え、同(7)エ中「申入れがあつた」の次に「施行規則第6条第4項第2号に規定する」を加え、同エの次に次のように加える。

オ 放送番組の素材を中継する無線局

カ 無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

(平成24年総務省令第59号) 第1条による改正前の設備規則第49条の16及び第49条の16の2  
に規定する特定ラジオマイク及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局

## 附 則

この省令は、平成二十四年七月二十五日から施行する。